

入札の公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定を準用し、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

平成24年 5月16日

社会福祉法人 溪 仁 会
理事長 谷 内 好

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 (仮称) 溪仁会喜茂別ケアセンター新築工事
- (2) 工事場所 虻田郡喜茂別町字伏見272番1
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月15日まで
- (4) 工事概要 ユニット型介護老人福祉施設 鉄筋コンクリート造2階建
4,643㎡
- (5) 設計者名 株式会社ドーコン（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号）
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

2 発注者

札幌市中央区円山西町4丁目3番20号
社会福祉法人溪仁会
理事長 谷内 好

3 入札に参加する業者の必要な資格

本建設工事の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において次のとおりである。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）における「建築工事業」の許可を有すること。
- (2) 北海道が定めた「競争入札参加資格指名停止事務処理要領」（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名の停止を受けていないこと。
- (3) 平成23・24年の北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされ、北海道後志総合振興局管内もしくは北海道石狩振興局管内に本社がある者においては総合評点1,000点以上、その他に本社がある者においては1,250点以上であること。

- (4) 北海道後志総合振興局管内もしくは北海道石狩振興局管内に本社又は営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則昭和24年建設省令第14号様式1号別表）の「主たる営業所」又は「その他の営業所」の欄に記載されているものをいい、「その他の営業所」にあつては、特定建設業に建築の資格があること。）を有するものであること。
- (5) 北海道が定めた「競争入札参加等除外措置要領」（平成23年3月18日付け局総第1423号総務部長、総合政策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「入札参加除外措置要領の制定について」）の規定により、競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (8) 過去10年間に、本工事と同種で、かつ、同規模程度（延床面積4,000㎡以上の老人福祉法もしくは介護保険法に規定する施設）と認められる工事を北海道内において元請けとして施工した実績を有すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
- (10) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。
- (11) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

4 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出の期間

平成24年5月16日（水）から平成24年5月23日（水）まで
（土曜、日曜は除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

社会福祉法人溪仁会 法人本部
札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル5階

(3) 提出方法

(2)の場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

- エ 配置予定技術者調書
- オ 特定関係調書
- カ その他必要と認める書類

(5) その他

- ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しない。

5 入札参加資格審査に関する事項

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成24年5月30日（水）までに書面又はFAXにより通知する。
- (2) 審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明について、次のとおり書面（任意様式）により求めることができる。
 - ア 提出期限 平成24年6月6日（水）までの土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 社会福祉法人溪仁会 法人本部
札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル5階
 - ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (2) の説明を求められたときは、(2) アに規定する提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

6 仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができるものとし、その費用については、自己負担とする。
 - ア 閲覧期間 入札参加有資格の通知を受けた者は、通知を受けた日以降平成24年6月19日（火）までの土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 社会福祉法人溪仁会 法人本部
札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル5階
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合においては、ファクシミリによる質疑応答書（任意様式）により提出すること。
 - ア 提出期限 平成24年6月15日（金）までの土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 社会福祉法人溪仁会 法人本部
札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル5階
FAX 011-640-6768
 - ウ 提出方法 ファクシミリ以外は受け付けない。
- (3) (2) の質疑応答書は、平成24年6月19日（火）までにファクシミリにて回答する。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札日時

平成24年6月21日（木） 午後2時00分

(2) 入札場所

場所：喜茂別町農村環境改善センター

住所：虻田郡喜茂別町字伏見264-4

電話：0136-33-3033

(3) 入札方法

ア 入札の回数は原則として3回までとする。

イ アの結果予定価格に達しなかった場合には入札を中止する。

ウ 入札参加資格者の数が1者のときは、入札を執行しないものとする。

エ 郵便、電報、ファクシミリ等による入札は認めないものとする。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 最低制限価格の設定の有無

設定しない。

(6) 低入札価格調査基準の設定の有無

設定しない。

(7) 消費税等の課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(8) その他

ア 入札書の提出時に工事費内訳書の提出を求めることがあるので、予め用意すること。

イ 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 入札書及び工事費内訳書については、提出後の再提出は認めない。

8 入札無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札

(3) 北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札

- (4) 入札書の提出時に工事費内訳書の提出を求めている場合において、工事費内訳書が未提出または提出された工事費内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

9 入札保証金に関する事項

- (1) 免除する。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

11 契約書作成に関する事項

- (1) 契約の締結

落札者が契約を締結しようとするときは、契約書案に記名押印のうえ、落札決定の日から7日以内に提出すること。

- (2) 契約保証金

免除する。

- (3) 工事完成保証人

必要とする。

12 支払の条件に関する事項

- (1) 前金払 しない。
- (2) 中間前金払 しない。
- (3) 部分払 しない。
- (4) 工事完了後 竣工引渡し後及び補助金受領後

13 その他

- (1) 入札参加資格者は、北海道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、北海道競争入札参加資格指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (4) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期または中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合または入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書の複写費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (6) この入札の執行は公開する。

(7) その他この入札に関し不明な点は、社会福祉法人溪仁会法人本部に照会すること。

札幌市中央区北3条西28丁目2番1号 サンビル5階

電話：011（640）6767 FAX：011（640）6768